

令和5年度
情報公開・個人情報保護制度請求状況

情報公開請求は11名から16件の公文書公開請求があり、その請求内容および処理状況は次のとおりです。なお、個人情報の開示請求は、0件でした。

●情報公開請求件数と処理状況

	町 長 部 局	教 育 委員会	消 防 部	議 会	合 計
請 求 件 数	13	2	1	0	16
全 部 公 開	5	2	1	0	8
部 分 公 開	8	0	0	0	8
非 公 開	0	0	0	0	0
不 存 在	0	0	0	0	0
取 り 下 げ	0	0	0	0	0
不 服 申 立 て	0	0	0	0	0

●情報公開請求内容

放課後児童クラブ関係書類、工事関係書類、弓削マリーナ整備構想関係書類、消防設備等関係書類、教科書採択関係書類、町長部局関係書類

●問い合わせ 企画情報課 ☎77-2500

令和5年度
有害鳥獣捕獲実績

上島町では、イノシシ・カラス等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊の方が有害鳥獣駆除を行っています。

令和5年度に各地区で駆除した実績を紹介します。

	弓 削 地区	佐 島 地区	生 名 地区	岩 城 地区	魚 島 地区	合 計
イノシシ	103頭	32頭	86頭	108頭	29頭	358頭
カラス	23羽	—	—	178羽	—	201羽

捕獲隊による捕獲だけでは鳥獣被害は減りません。地域全体で、耕作放棄地の草刈りを実施するなど、鳥獣が住みにくい環境を整えることが必要ですので、ご検討・ご協力をお願いします。

●問い合わせ 岩城 農林水産課 ☎75-2500
魚島 産業建設課 ☎78-0011

令和6年度から介護保険料が変わります

問い合わせ先 健康推進課 高齢者介護係 ☎76-3000

介護保険料は、介護保険事業計画とともに3年ごとに見直しされます。

本町では、今後75歳以上の後期高齢者にもなう介護サービス費用の増加が見込まれることから、第9期（令和6～8年度）の**保険料基準額を年額66,900円**に改定します。

第9期から、国の標準段階区分に従い、所得段階設定が9段階から13段階となります。

保険料は、本人および世帯の合計所得金額、町民税の課税状況等に応じて決まります。令和6年度の保険料額は、前年の課税状況が確定する6月に計算し、決定した年間保険料額は7月中旬にお知らせします。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

段階	保険料率	対象者	年間保険料
第1段階	基準額×0.285	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,000円
第2段階	基準額×0.485	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	32,400円
第3段階	基準額×0.685	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45,800円
第4段階	基準額×0.90	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	60,200円
第5段階	基準額×1.00	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	66,900円
第6段階	基準額×1.20	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	80,300円
第7段階	基準額×1.30	町民税本人課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満）	87,000円
第8段階	基準額×1.50	町民税本人課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満）	100,400円
第9段階	基準額×1.70	町民税本人課税者（合計所得金額320万円以上420万円未満）	113,800円
第10段階	基準額×1.90	町民税本人課税者（合計所得金額420万円以上520万円未満）	127,200円
第11段階	基準額×2.10	町民税本人課税者（合計所得金額520万円以上620万円未満）	140,600円
第12段階	基準額×2.30	町民税本人課税者（合計所得金額620万円以上720万円未満）	154,000円
第13段階	基準額×2.40	町民税本人課税者（合計所得金額720万円以上）	160,700円

（注）年額の基準額については、10円単位を切り捨て

【介護保険制度とは】

住み慣れた地域で、**笑顔**とともに**安心**して暮らせるように、社会全体で支えるための社会保険制度です。

【保険料を滞納すると】

長期に及ぶと介護サービスの利用者負担割合の増加や給付額の一時差し止めなどの措置がとられます。保険料は、必ず納付期限内に納めてください。

「知事とみんなの愛顔でトーク」
傍聴される方を募集しています

愛媛県では、知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見・要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくため、次のとおり「知事とみんなの愛顔でトーク」を開催します。会議では、「愛顔あふれる愛媛づくり」について、知事が地域の皆さま方に直接お話しします。傍聴される方を募集していますので、ぜひご参加ください。

※なお、傍聴者は意見交換には参加できませんのでご了承ください。

●日時 令和6年6月25日（火）

14時30分～17時（予定）

●場所 みなと交流センター（今治）

みなとホール 1階

●定員 50名

●申込方法 6月20日（木）まで

に郵便、電話、FAX、電子メー

ルで、住所、氏名、電話番号を

記入（連絡）し、申し込んでく

ださい。 ※申込み受付は、先着順で

行い、定員になり次第締め切ります。

●申込み先 東予地方局地域政策課

☎0897-56-0710（直通）

☎0897-56-0710

仕事のモヤモヤ まず相談
（愛媛県労働委員会）

労働委員会は、公正・中立的な立場で労使間のトラブルの解決を図るための専門機関です。「パワハラがひどい」「突然シフトを減らされた」「突然解雇されてしまった」「社員に配置転換を命じたが理由なく拒否された」など…労使関係のトラブルでお困りの方のご相談を無料で受け付けております。

●事務局職員相談（電話または面談）

平日の8時30分～17時15分（随時受付）

●労働委員専門相談（面談）

原則、毎月第4金曜日14時30分

から 事前予約制

※4月および12月は第2金曜日

愛媛県労働委員会ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

●問い合わせ

愛媛県労働委員会事務局

☎089-912-2096

